

☆☆

ユニオン・プレス

☆☆

No. 2 2012年3月

発行：埼玉大学教職員組合 048-853-5609(内線 3160)

saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp

組合事務室は生協第2 食堂建物内 月～金(水除く)の12時～17時開室

団交および労使懇談会の経過報告

2月28日に団体交渉を行ない、3月16日に労使懇談会が開かれました。以下、その経過報告です。

1. 2月28日・団体交渉

組合はおもに、1. 地域手当の人事院勧告完全実施への見通し、2. 夏季一斉休業期間3日間(土日祝日を含まない)の実現、3. パート職員の忌引き休暇の有給化の実現、4. 土曜開講に伴う諸問題、の4点について大学側と交渉いたしました。

●地域手当の引上げに関する大学側の方針は示されず

・埼玉大学の地域手当は現在10.2%で、人事院勧告の12%を下回ったままです。大学側はこれまで引き上げに前向きな方針を示し、上井学長の下で毎年0.5%の引き上げが実施されてきました。しかし、今回の交渉で大学側は、公務員給与削減の影響や来年度予算の未確定を理由に、現状では方針を示すこともできないし具体的な対応もとれない、との立場を明らかにしました。

●夏期休業3日間(土日含まず)は実現へ

・これまでも夏季一斉休業期間は3日間でしたが、土日祝日を含んだままの扱いでした。今回の団交で、来年度以降、土日祝日を除く3日間が付与されることが学長によって約束されました。

●パート職員の忌引き休暇の有給化は慎重に検討

・同じ非常勤職員のなかでも異なる待遇がなされていることの是正を求めましたが、すぐには出来ない、慎重に検討していくという回答を引き出したにとどまりました。

●土曜開講は強制ではないことを再度確認

・土曜開講については、すでに実施しないことを決めた部局、センターもありますが、団交の場で再度、子育てや研究上の理由でできない場合はしなくてもいいこと(補講で対応)を改めて確認しました。

●土曜勤務した職員に振休ではなく代休措置を検討

・土曜勤務した職員が多忙などの理由で1週間以内に振替休日を取得できない場合には8週間以内に代休を取ることができるように措置することについては、前向きに検討するとの回答を得ました。

●土曜開講時の保健センターに派遣看護師派遣を検討

・土曜開講時には、派遣看護師を配置する方向で検討することが約束されました。

2. 3月16日・労使懇談会での意見交換

労使懇談会は、正式な団体交渉とは別に、自由な意見交換の場として、過半数代表、労働組合、大学の三者で設けているものです。大学側から以下の提案がなされ、意見交換しました。

①人事院勧告平均0.23%給料引き下げの4月1日からの実施

- ・40歳代で月額約1,000円、50歳代で1,500円、60歳代で2,000円の切り下げになる。
- ・若年層(35歳以下)は繰上げ昇給で逆に引き上げとなる。(⑤参照)
- ・全学でおよそ1,100万円の節約になるが、若年層昇給分が400万円なので、差し引き700万円が残る。
- ・引き下げに対する代償措置は議論できていない。額が多くないので、なにか提案があれば出してほしい。地域手当の問題は、予算が決まった5-6月に議論したい。
- ・18年の給与改定時の現給保証適用者は、0.49%切り下げ。

②土曜開講にからむ代休手当支給のための規定改定

・同一週に振替が取れない場合には、8週以内に代休をとれるようにし、その場合35%割増賃金を支給する。

③1か月以下の育児休業による期末手当減額措置の廃止

④若年層の昇給回復

・30歳未満は2号俸、30-35歳は1号俸の回復。

⑤労働時間規則の改定

・英語センターの夜間業務を残業ではなく、通常の勤務体制に組みこむ形で対応する。

⑥非常勤教職員(非常勤を含む)の夏季休暇の拡充

・8月13, 14, 15日に土日が重なる場合は、その日数別途追加して夏休みとする。

⑦非常勤教職員(非常勤を含む)の災害時の勤務免除

・災害時には土日も含む連続する7日間の有給休暇付与すると明記。

以上、前年度執行委員会の真摯な取り組みの結果、いくつかの貴重な労働条件の改善が実現されるはこびとなりました。しかし、人事院勧告準拠の給料引き下げや、地域手当の不完全実施など、まだまだ取り組まねばならない課題が残っています。特に、前者は新たな不利益変更となるもので、大学側は引き下げの合理的な根拠を私たちに示す義務があります。現在組合は、4月1日実施予定の給料引き下げの提案に対して、①給与引き下げという不利益変更の撤回と、②留保されてきた地域手当の完全実施の二つを主たる要求事項として3月末に団体交渉を行うことを申し入れています